

# 平成26年 著作権法の改正情報

2014年9月9日  
Rita特許事務所  
野中 剛

# 1. 著作権について、電子書籍対応

## 著作権制度の対象を紙媒体だけでなく電子書籍にも対応

### ・著作権の設定(著81条)

著作物について、文書若しくは図面として出版すること

(記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布することを含む)

記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信を行うこと

### ・著作権の内容(著80条)

頒布の目的をもって、文書又は図面として複製する権利

(記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む)

記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

### ・出版の義務(著81条、著84条)

原稿の引渡などを受けた日から6ヶ月以内に出版行為/公衆送信行為を行う義務

慣行に従い継続して出版行為/公衆送信行為を行う義務

→これらの義務違反時は、著作権を消滅させることが出来る。

視覚的実演条約が  
日本国で効力を生ずる  
日から施行

## 平成26年 改正情報 2. 視覚的実演条約対応

WPPT(実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約)で保護されている音の実演家(歌手等)と同様に、視聴覚的実演に関する北京条約に基づいて、視聴覚的な実演家(俳優や舞踊家等)にも著作権隣接権を設定し、これを保護する

### ・著7条の保護を受ける実演項目に、八号を追加

実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 国内において行なわれる実演
- 二 次条第一号又は第二号に掲げるレコードに固定された実演
- 三 第九条第一号又は第二号に掲げる放送において送信される実演  
(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)
- 四 第九条の二各号に掲げる有線放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演
  - イ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下「実演家等保護条約」という。)の締約国において行われる実演
  - ロ 次条第三号に掲げるレコードに固定された実演
  - ハ 第九条第三号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)
- 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演
  - イ 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(以下「実演・レコード条約」という。)の締約国において行われる実演
  - ロ 次条第四号に掲げるレコードに固定された実演
- 七 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演
  - イ 世界貿易機関の加盟国において行われる実演
  - ロ 次条第五号に掲げるレコードに固定された実演
  - ハ 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演(実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。)
- 八 前各号に掲げるもののほか、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演